

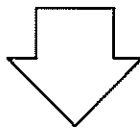
東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区における 建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について

五個荘金堂地区では

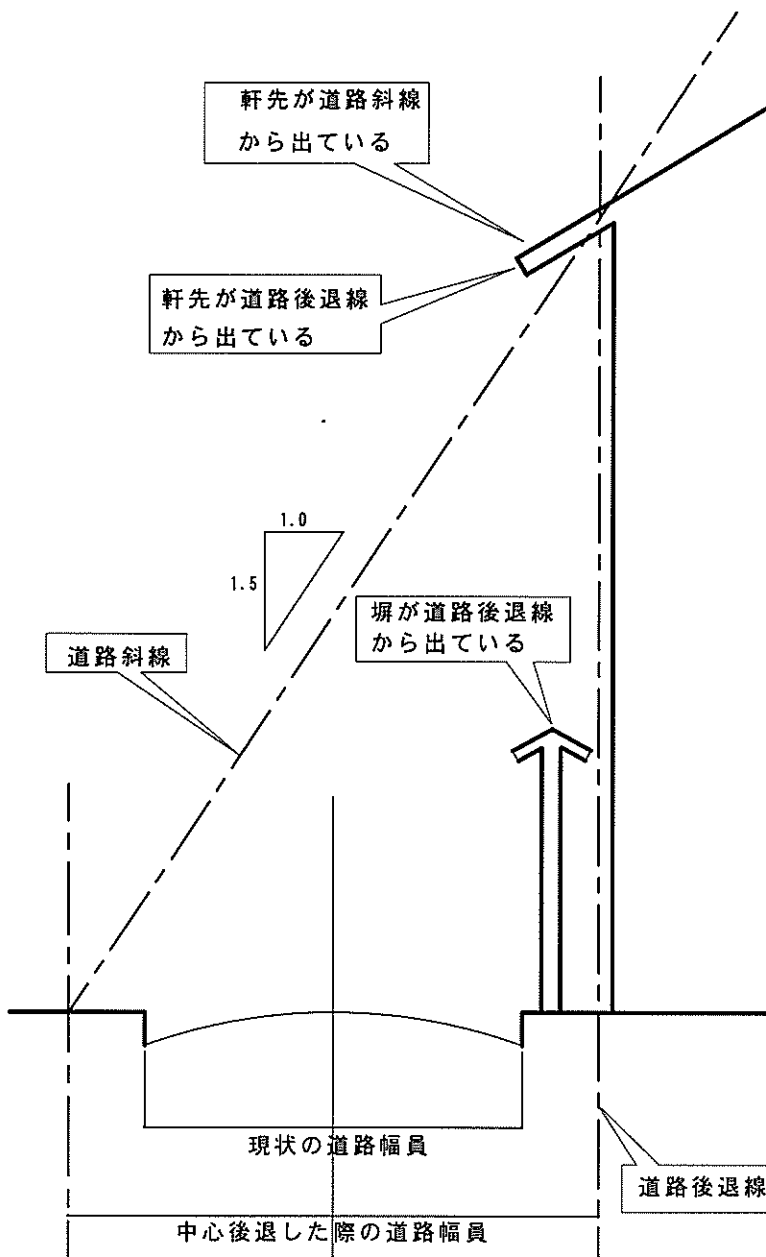
町並みを保存するため、伝統的な建築物や門、塀などの工作物を保存し
新たに築造するもの、伝統的でないものは修景、整備する計画となっています。

一方で

道路が狭い、塀や建物の瓦が道路に出ているなど
建築基準法に適合しない建築物、工作物が存在する
建築基準法に適合させようとすると、金堂地区の町並みの魅力や特性を生かした街づくりができない。



建築基準法第85条の3では、市町村が伝統的建造物群保存地区内において、国土交通大臣の承認を得て、条例により制限の一部を緩和できる



文化財課の調査の結果

- ①床面積1,000㎡超えの大規模木造建築物の延焼の恐れのある部分の防火構造化（第25条）
- ②道路内の建築制限（第44条）
- ③道路斜線制限（第56条）



以上の制限緩和が必要とされた



平成14年度より防災施設等整備事業を実施

平成19年3月19日付け、国近整住整第274号で
近畿地方整備局長の承認を得る

五個荘金堂伝統的建造物群保存地区

平成10年8月17日

近江八幡八日市都市計画伝統的建造物群保存地区
都市計画決定